



埼玉県報

第 625 号
令和 7 年(2025 年)
6 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 旅費システムSPCC移行業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 県広報紙「彩の国だより（令和7年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示（広報課）
- 令和7年度大気汚染常時監視システム更新及び改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（大気環境課）
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 令和7年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分（建設管理課）
- 所沢都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の中止（市街地整備課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 埼玉県警察通信指令システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 総合指揮支援システム開発業務委託に関する入札公告（会計課）
- 放置違反金収納事務委託契約の告示（交通指導課）
- 指定納付受託者の指定（交通指導課）
- 一般国道462号の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道境杉戸線の区域変更について（杉戸県土整備事務所）
- 県道惣新田幸手線の区域変更について（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借（ファイナンス・リース）一式に関する入札公告（水質管理センター）
- 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの代表者変更に関する告示（組織

犯罪対策課)

- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し (選挙管理委員会)
- 令和7年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等 (選挙管理委員会)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (監査第一課)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表 (監査第一課)

正誤

- 埼玉県教育委員会訓令第3号中訂正 (教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会教育長訓令第1号中訂正 (教委・総務課)

告示

埼玉県告示第四百七十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間	
	五〇㊦	09F035172	一		農業
	埼玉県熊谷市池上818番地1 新井吉蔵商店	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	亡失年月日		令和六年六月一日 ～ 令和七年五月三十一日
	埼玉県熊谷県税事務所	令和七年六月二日			

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
旅費システム S P C C 移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 5 月 21 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号
- 5 契約金額
286,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県広報紙「彩の国だより（令和7年5月号から令和7年7月号まで）」の新聞
折り込み及び配布業務 約1,460千部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 契約金額

8.00円（税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第四百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和7年度大気汚染常時監視システム更新及び改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年5月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

136,290,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

吉川市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百八十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

- (1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験の免除

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、八の受付期間にかかわらず、通年で受け付けることとする（持参による申請の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除き、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。）。また、全免除者で県内に住所を有するものについては、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

四 試験期日

令和七年九月六日（土）

五 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

六 受験申請の手続（全免除者を除く。）

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/index.html>）で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に八十五円分の郵便切手を貼り付けること。）
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記載すること。） 二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、百十円分の郵便切手を貼り付けること。） 一通

七 全免除者の受験申請の手続

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/index.html>）で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除資格があることを証明する書類

(5) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、百十円分の郵便切手を貼り付けること。） 一通（受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行う場合は不要）

(6) 職業訓練指導員免許申請書（受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行う場合のみ必要）

八 受付期間（全免除者を除く。）

令和七年六月三十日（月）から七月二十五日（金）まで。ただし、持参による申請の受付時間は、受付期間内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

九 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、全免除者については、試験手数料は不要とする。

なお、インターネットによる申請の場合、可否通知用郵便切手代百十円を加算して納付すること。

ロ 納付方法

受験案内で指定する方法により納付すること。

十 合格発表

令和七年九月二十六日（金）から十月二日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、本人に通知する。ただし、全免除者の合格発表は、本人にのみ通知する。

十一 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業人材育成課、各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百八十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業人材育成課

電話〇四八（八三〇）四五九八

告示

埼玉県告示第四百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	田	一、六六四・〇〇	
埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	田	九六八・〇〇	
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	田	九六〇・〇〇	
埼玉県加須市杓子木字大道東二十二番	田	一、九一三・〇〇	
埼玉県加須市杓子木字大道東二十九番	田	九六六・〇〇	

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	田	令和八年 一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	田	令和八年 一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	田	令和八年 一月一日	八年	〇円

埼玉県加須市 杓子木字大道 東二十二番	田	令和八年 一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市 杓子木字大道 東二十九番	田	令和八年 一月一日	八年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和六年十一月二十一日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告示

埼玉県告示第四百八十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番		田
田	面積（平方メートル）	二九七・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番	田	令和七年 十二月一日	十年	七千五百円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年一月二十七日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

告示

埼玉県告示第四百八十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の第二項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和七年五月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社原田設備工業	埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力四百八十六番地一	原田 昌幸 (許可時…原田 操)	埼玉県知事許可 (般一三) 第五一〇〇七号
市塚設備	埼玉県川口市東本郷二丁目二番三十八号 ライオンズマンション川口東本郷台一〇六号	市塚 弘	埼玉県知事許可 (般一二) 第七四〇三七号
株式会社幸建舎	埼玉県上尾市上千七百八十番地二 (許可時…埼玉県桶川市南一丁目三一十七 一階)	橋本 幸一	埼玉県知事許可 (般一三) 第七四四五八号

三 処分の内容

法第二十九条の第二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和七年埼玉県告示第三百三十七号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の第二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

令和七年五月十三日付け埼玉県告示第三百七十一号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
	所沢		所沢市	「都市再開発 の方針」	令和七年七月 三日午後二時 から	所沢市役所本 庁舎八階大会 議室

告示

埼玉県告示第四百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料の収納事務	吉川市 埼玉県吉川市きよみ野一丁目一番地	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画
下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川右岸下水道事務所、川島町上下水道課及び吉見町水生活課

四 縦覧期間

令和七年七月七日から令和七年七月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察通信指令システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和16年2月28日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部通信指令課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
地域部通信指令課企画・指導係 市川 電話048-832-0110 内線3623

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月1日（月）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月1日（月）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年9月1日（月）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年8月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年8月5日（火）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年7月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of Saitama prefectural police communication command system

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 10:20 a.m. on September 1, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on August 29, 2025

[In person] by 10:20 a.m. on September 1, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総合指揮支援システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

(4) 履行場所

埼玉県警察本部警備部危機管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (6) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警備部危機管理課 電話048-832-0110 内線5823

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月15日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月15日（火）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年7月15日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年7月9日（水）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があ

った場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

なお、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年6月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Development of Disaster information management system device

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 09:50 a.m. July 15, 2025 By registered mail; 5:00 p.m. July 14, 2025 In person; 09:50 a.m. July 15, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告示

埼玉県告示第四百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項規定により告示する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和七年三月一日から令和十年二月二十九日まで
放置違反金の収納に関する事務	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦	同右
	東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローン 代表取締役社長 竹増 貞信	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介	同右
	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	同右
	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕	同右
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	同右

株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百 二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾 洋昭	東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 飯吉 真	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕
	同右	同右	同右

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年三月一日

三 委託をした日

令和七年三月一日

告示

埼玉県告示第四百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
放置違反金	<p>指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名</p> <p>東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好</p>	<p>令和七年三月一日から令和十年二月二十九日まで</p>
	<p>東京都港区台場二丁目三番二号 ユーシーカード株式会社 代表取締役社長 福岡 和大</p>	同右
	<p>東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦</p>	同右
	<p>東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介</p>	同右
	<p>東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃</p>	同右
	<p>東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎</p>	同右
	<p>東京都港区港南二丁目十六番五号</p>	同右

二 指定をした日

令和七年三月一日

楽天ペイメント株式会社
代表取締役社長 小林 重信

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 吉田林字千日堂三九一番一 地先ま	本庄市児玉町大字吉田林字千日堂 三八六番二地先から同市同町大字	区 間
一八・〇四 ） 一八・〇一	一八・〇四 ） 一四・一二	敷地の幅員 (メートル)
	三三・一〇	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 境杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六三二番一地先まで	幸手市大字平野字九反割六三八番 一地先から同市大字平野字九反割	区 間
一七・八九〇 二七・九六	一二・四四〇 一二・六九	敷地の幅員 (メートル)
七七・三〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 惣新田幸手線

三 道路の区域

新B	新旧A	旧 新 別
幸手市大字神扇字屋敷裏一二八九番 二地先から同市大字神扇字屋敷裏一 二二〇番一地先まで	幸手市大字神扇字中一四八六番一 地先から同市大字神扇字屋敷裏一二二 三番二地先まで	区 間
二七・〇〇 二八・五〇	九・六二 一一・九六	敷地の幅員 (メートル)
八六九・八〇	六一七・三〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和七年五月二十七日

指令川建セ第〇六〇一三一号

二 検査済証番号

令和七年六月九日

川建セ第〇七〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字高房七百三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字鹿下七百三番地一

新井 滋

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年六月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和七年六月二日

指令川建セ第〇六〇〇八二号

二 検査済証番号

令和七年六月六日

川建セ第〇七〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字愛宕千五百二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字中新田三百九十九番地二 カーサ・アコールⅠ 三〇六号
山口 花

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月十三日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借（ファイナンス・リース）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和14年11月30日まで（84か月）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県水質管理センター（埼玉県行田市小針1632番地）

2階 LC-MS室

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）による入札も認める（持参不可）。

なお、落札決定に当たっては、システムに入力され、又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年埼玉県公営企業告示第7号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札への参加を希望する者は、次のとおり、入札説明書に示す必要な書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムにより確認申請する。

また、その他必要書類を3(3)に定める提出場所に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合

3(3)に定める提出場所に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書の提出先

〒361-0024 埼玉県行田市小針1632番地

埼玉県水質管理センター 検査担当

電話 048-558-1051

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

本県所定の入札情報公開システムからダウンロードすること。ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は令和7年7月7日（月）午後4時までにシステム又はファクシミリにより通知する。

なお、遠隔地等の事情により確認結果が上記期限までに通知できないおそれが認められた場合は、電話等の手段により通知することがある。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年6月19日（木）午後4時（必着）

(2) 提出方法

4 (3)に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）、電子メール又はファクシミリにより、質問票（別添様式第2号）を提出する（持参不可）。

なお、電子メール又はファクシミリによる場合には、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 質問票の提出先

（郵便番号）〒361-0024

（所在地）埼玉県行田市小針1632番地

（機関名）埼玉県水質管理センター 検査担当

（電話番号）048-558-1051

（ファクシミリ）048-558-3550

（メールアドレス）k581051@pref.saitama.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）午後4時までに入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 提案品の受付及び採否結果通知

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

提案品による入札を希望する場合は、5 (3)に定める機関に提案品協議書（別添様式第3号）及び性能確認書（別添様式第4号）に仕様を満たすことを証する資料を添付して、郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）、電子メール又はファクシミリにより提出する（持参不可）。

なお、電子メール又はファクシミリによる場合には、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提案の提出先

（郵便番号）〒361-0024

（所在地）埼玉県行田市小針1632番地

（機関名）埼玉県水質管理センター 検査担当

（電話番号）048-558-1051

（ファクシミリ）048-558-3550

（メールアドレス）k581051@pref.saitama.lg.jp

(4) 提案品の採否結果通知

採否結果通知は、令和7年7月18日（金）までに入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年7月23日（水）午前9時から令和7年7月28日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合

6(3)に定める機関に入札書（別添様式第5号）を期限までに提出する（必着）。

なお、郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）で提出する（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）〒361-0024

（所在地）埼玉県行田市小針1632番地

（機関名）埼玉県水質管理センター 検査担当

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県水質管理センター

令和7年7月29日（火）午前10時

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号、第3号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号及び第3号の

規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）〒330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当

（電話番号）048-830-5775

この場合、上記3(2)に定める書類に加え、競争入札参加資格の申請中であることが確認できる書類も提出すること。

なお、開札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

8 Summary

(1) Nature of Service Required:

Lease for one set of Liquid Chromatograph mass Spectrometer.

(2) Delivery place:

Water Quality Management Center

(3) Deadline for submission of application forms and relevant documents
for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on June 30, 2025

(4) Deadline for bids:

17:00[+0900(JST)] on July 28, 2025

(5) All procedures will be conducted in Japanese only.

(6) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(7) Contact information:

Water Quality Management Center

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government

Kobari 1632, Gyoda-shi, Saitama-ken 361-0024

Japan

Telephone: 048-558-1051 (Japanese)

告 示

埼玉県公安委員会告示第111号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定している公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年6月13日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする年月日
代表者の氏名	富岡 勝則	吉田 信解	令和7年5月12日

告示

埼玉県選管告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、北本市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和七年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
富士見市立水谷東二丁目集会所	埼玉県富士見市水谷東二丁目三十八番七号	富士見市長	六十人

告示

埼玉県選管告示第二十二号

令和七年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年六月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六五四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、五八六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六〇一人
南第二区 川口市	一四七、〇七一人
南第三区 さいたま市西区	二六、四〇八人
南第四区 さいたま市北区	四二、二〇五人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、九七二人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、一四二人
南第七区 さいたま市中央区	二八、七八五人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八二六人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、二九四人
南第十区 さいたま市南区	五三、〇三六人

南第十一区	さいたま市緑区	三六、三三八人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三六〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九八七人
南第十四区	桶川市	二一、〇三三人
南第十五区	北本市	一八、八二五人
南第十六区	鴻巣市	三三、一七三人
南第十七区	志木市	二〇、九六四人
南第十八区	新座市	四五、九一五人
南第十九区	蕨市	一九、七一九人
南第二十区	戸田市	三七、四二五人
南第二十一区	朝霞市	三九、七三七人
南第二十二区	和光市	二三、三〇五人
西第一区	所沢市	九六、七八九人
西第二区	入間市	四〇、六二一人
西第三区	飯能市	二二、一八九人
西第四区	狭山市	四二、一六五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇二七人
西第六区	富士見市	三一、三九〇人
西第七区	川越市	九七、七六〇人
西第八区	日高市	一五、三五三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、三四八人
西第十区	坂戸市	二七、七二一人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七一八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、六五二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、二七五人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、七一九人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、一二八人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、二八八人
北第四区	熊谷市	五三、八一七人
東第一区	行田市	二二、〇五二人
東第二区	羽生市	一四、八五九人
東第三区	加須市	三一、三〇二人
東第四区	久喜市	四二、四七二人

東第五区	蓮田市	一七、四五〇人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二一二人
東第七区	春日部市	六五、二〇九人
東第八区	越谷市	九四、九八七人
東第九区	八潮市	二五、四一五人
東第十区	三郷市	三八、四七六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、三八三人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六一二人

告示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人新江明の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員 鈴 木 正 人
埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
小林 正和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町十五番一―二〇二号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
蛭田 浩平	東京都中央区晴海五丁目三番二―一四二二号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
高瀬 洋行	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野三百三十七番地二 七〇一号室	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和六年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年六月十三日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員	鈴 木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

別添

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
【指摘1】 防災基地等維持管理費 【228ページ】	<p>防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」について、現在は同システムの名称が「物資調達・輸送調整支援システム」が正しいため、要領の記載もそれに合わせて正しいシステム名に修正すべきである。</p> <p>埼玉県危機管理防災部では防災基地の管理・運営のためのマニュアルとして、「防災基地管理運営要領」を作成し、備蓄物資の管理、防災基地の任務等を定めている。当該「防災基地管理運営要領」の4備蓄物資の管理（4）在庫数の確認 エ 点検結果の集計において「在庫数確認の結果は、各搬出入所属が整備する備蓄物資の管理台帳に集計し、災害対策課へ報告するとともに、防災情報システムに反映させる」とあるが、この「防災情報システム」という名称は以前使用していた名称であり、現行は「物資調達・輸送調整等支援システム」が正しい名称であった。担当者の説明によれば、単純に当該要領の修正漏れということであった。</p> <p>この点、現地調査において、指摘をしたのち、速やかに修正されたことを確認した。</p>	<p>令和6年12月、防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」の名称について、「物資調達・輸送調整等支援システム」に修正した。</p>	災害対策課
【指摘2】 防災基地等維持管理費 【230ページ】	<p>防災基地管理運営要領において、実態に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムへの入力を行う業務フローを反映させるべきである。</p> <p>防災基地管理運営要領 防災基地資料編によれば、表14（各種報告事例）において、例えば備蓄物資搬出済報告においてFAXを用いる旨の記載が見られるが、2020年から物資調達・輸送調整等支援システムが導入されているため、FAXではなく、システムに入力しているケースがある。当該システム導入に伴い、運用が変更されているため、当該要領について、記載の更新が必要である。</p> <p>この点、現地調査後に、県では速やかに防災基地管理運営要領の見直しを行い、当該システムを利用した業務フローが反映されていることを確認した。</p>	<p>令和6年12月、防災基地管理運営要領防災基地資料編の表14（各種報告事例）のうち、FAXによる報告に関する記載部分について、「物資調達・輸送調整等支援システム」などを活用した記載に変更した。</p>	災害対策課
【指摘3】 災害対策用物資備蓄費(防災基地)【242ページ】	<p>備蓄品リストに納入時期や使用期限についても記載すべきである。</p> <p>備蓄品リスト（令和5年度 災害用備蓄物資定期点検 報告様式）についてカセットコンロやコンロ用ボンベなど備蓄品リストの一部について納入時期及び使用期限が記入されていないものがあった。納入時期や使用期限は当該備蓄品が使用に耐えるか否か非常に重要な情報であり、概観性を確保する観点からも棚札からの転記を徹底して備蓄品リストに記載すべきである。</p>	<p>令和6年12月、備蓄品リスト（令和5年度 災害用備蓄物資定期点検 報告様式）に納入時期及び使用期限を追記した。</p>	災害対策課
【指摘4】 災害対策用物資備蓄費(防災基地)【243ページ】	<p>未更新の棚札については、速やかに更新すべきである。</p> <p>肌着が保管されているが、棚札を見ると、昭和52年に購入したとの記載があった。確認したところ、古い棚札が貼られていたもので、肌着は昭和52年に購入したものではなく、最近購入したものであるとのこと。</p> <p>なお、現地調査後、残ったままになっていた古い棚札を処分したとのことである。備蓄物資については、賞味期限や使用期限で管理しており、備蓄品については、必要に応じて開封するなど、物資の状態を確認し、適切に管理できているとの回答を得ている。</p>	<p>令和6年12月、未更新の棚札は撤去し、更新した棚札を設置した。</p>	災害対策課

正 誤

埼玉県教育委員会訓令第3号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から十六及び十七

誤

「障害児就学支援委員会」

正

「埼玉県障害児就学支援委員会」

正 誤

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号（令和七年三月二十八日第六百三号） 中訂正

ページ 行

二 前から十二及び十三

誤

「第三項の規定に基づき、副教育長及び本局の参事の」

正

「第三項の規定に基づき、部長、高校改革統括監、副部長及び部の参事の」